

日本弁理士会東海支部 主催

「休日パテントセミナー2012 in 松本」
—中国知的財産権セミナー—

日本弁理士会東海支部では、地方公共団体、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方々を対象に、休日パテントセミナーを開講しており、当年度は長野県松本市において開講いたします。

今回のセミナーが知的財産関係者のみならず、これから知的財産を学ぼうという方にとりましても参考になり、また今後のご活動の一助になれば幸甚に存じます。

■テーマ 「中国における特許・商標トラブルを防止するためには」

「iPadの販売を即時停止せよ」、「損害賠償として6億5千万円支払え」。中国にて外国企業が中国企業による権利行使を受け、敗訴する事例が多発しています。中国政府による特許強化政策、中国企業の知的財産権に対する意識の高まりにより、外国企業が逆に中国企業に提訴されるケースはもはや珍しいものではなくなりました。

しかしながら、中国における特許権及び商標権を巡る紛争は、日本とは異なる中国特有の制度を把握し適切に対応しておくこと訴訟リスクを十分に低減することができます。また日本では見落としがちな実用新案、意匠、著作権についても中国だからこそ取るべき必要な措置があります。

本セミナーでは、日本との違いを踏まえた上で中国での特許・商標の権利化の勘所、中国特許訴訟の現状、中国での特許権侵害を未然に防止するための手段を分かり易く解説致します。

■講師 弁理士 河野 英 仁

■日 時 平成24年12月15日（土） 13:30～16:00 （受付 13:00より）

■会 場 松本市浅間温泉文化センター 中会議室

松本市浅間温泉2丁目6番1号 電話0263-46-2654

■定 員 60名（定員になり次第、締め切らせていただきます）

■主 催 日本弁理士会東海支部（運営：日本弁理士会東海支部 長野県委員会）

■参加費 無 料

■対 象 一般、ベンチャー起業を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者

※1. パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

※2. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権を含めた総称です。

※3. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

※4. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。開催の有無は当支部ホームページでご確認下さい。

※5. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

＜申込方法・申込書・会場案内図は裏面に掲載＞

●お申し込み方法

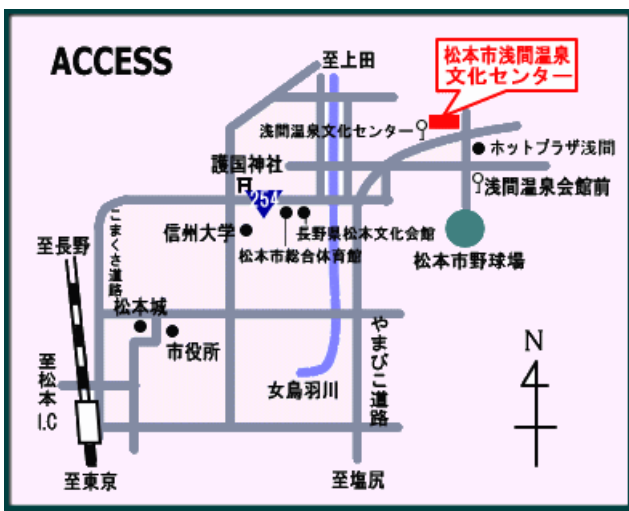
聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付して下さい）にて下記当支部までお申し込み下さい。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込み下さい。

なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承下さい。

●締切り：平成24年12月11日（火）

●申込み、お問合せ先 日本弁理士会東海支部
 〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階
 TEL052-211-3110 FAX052-220-4005 e-mail:info-tokai@jpaa.or.jp
 ホームページ <http://www.jpaa-tokai.jp/>



<松本駅からセンターまでのアクセス>

[バス]

- 横田経由浅間温泉行き浅間温泉文化センター（約18分）
- 新町経由浅間温泉会館前（約21分）

[タクシー]（約15分）

[駐車台数]

- 施設内（40台）
 - 本郷文教ゾーン共用駐車場（70台）
- <周辺公共施設と共用利用 文化センター西>

日本弁理士会東海支部 行 (FAX052-220-4005)

<休日パテントセミナー2012 in 松本 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 -) 電話 () - FAX () -
職業	<p>■以下該当するものを○でお囲み下さい。</p> <p>1. 経営者・代表者 2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他）</p> <p>3. 士業 4. 学生 5. 主婦</p> <p>6. その他 ()</p>

※いただきました個人情報、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。